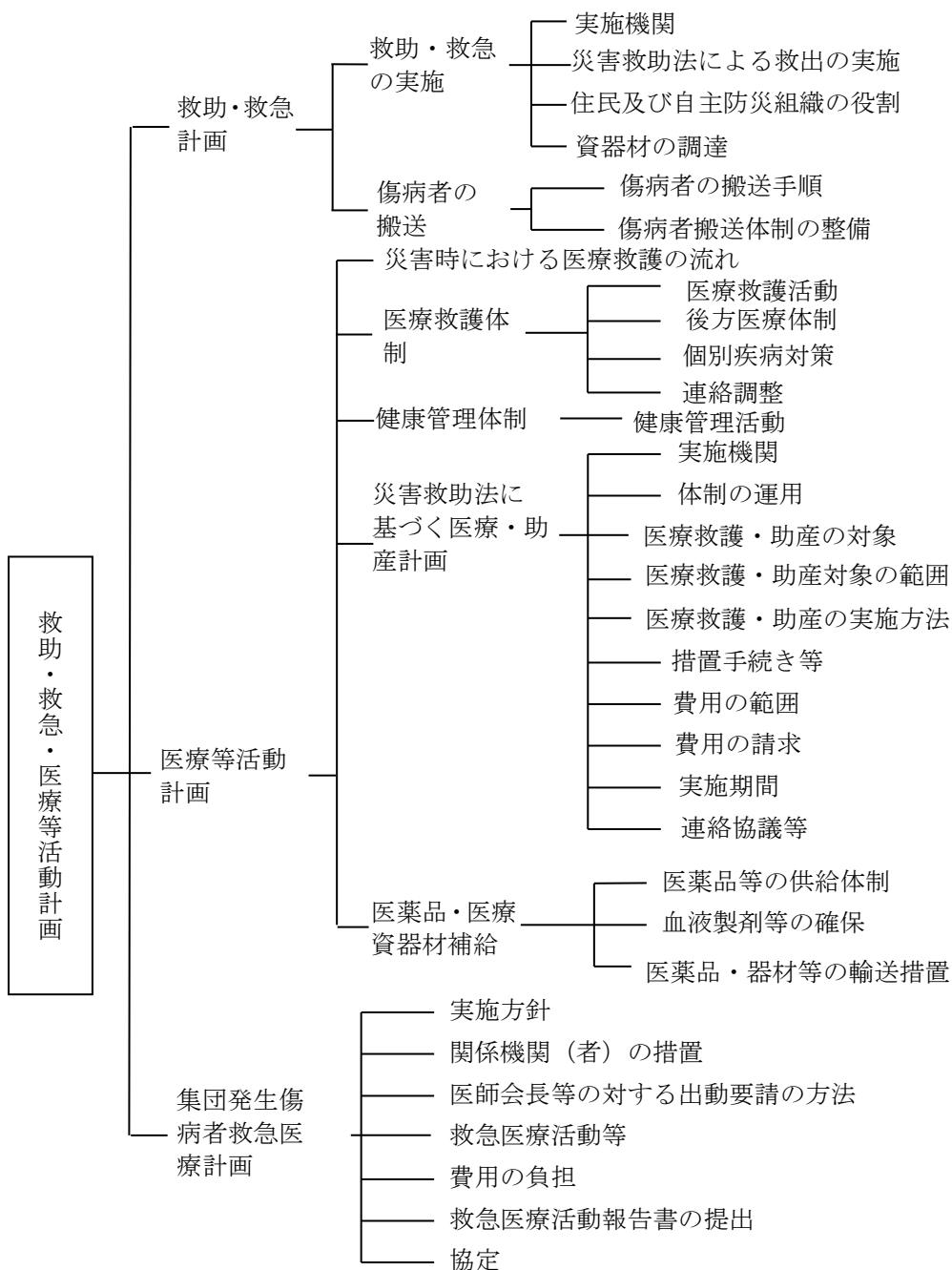


## 第4章 救助・救急・医療等活動計画

### 基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



## 第1節 救助・救急計画

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施されることが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

### 第1項 救助・救急の実施

#### 1 実施機関

機関名	活動内容
和木町 岩国地区消防組合	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救助活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 町（消防本部・消防団）、県、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部・署	(1) 船舶の海難、海上における人身事故（行方不明者を含む。）等が発生した場合は、所属巡視船艇、航空機を集中的かつ効率的に運用し、救助活動を実施する。 (2) 必要に応じ、本部に対し船艇、航空機及び特殊救難隊の派遣を要請する。 (3) 負傷者の搬送・救護に当たっては、町、県、日赤山口県支部、消防関係機関等と協力して、救助活動の実効を期する。 (4) 救出・救助に自衛隊の応援が必要と認めるときは、海上保安庁長官、各管区海上保安本部長を通じて派遣要請を行い、救出・救助に万全を期する。 (5) 海上における救難・救出活動等の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

#### 2 災害救助法による救出の実施

救助法が適用された災害により、生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出して、その者を保護することを目的とする。

##### (1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者

- ・ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ・ 地滑り、崖崩れにより生き埋めにあったような場合

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

- ・ 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者

- ・行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者
- (2) 救出の実施期間
  - ア 災害発生の日から3日以内。
  - イ 災害の状況により、厚生労働大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。
- (3) 救出のための費用
  - 国庫負担の対象となる費用の範囲は、次のとおり。
  - ア 借上費又は購入費
    - 船艇その他救出に必要な機械器具を直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費
  - イ 修繕費
    - 救出のため使用（借上使用含む。）した機械器具の修繕費
  - ウ 燃料費
    - 機械器具を使用した場合のガソリン代、石油代、搜索・救出作業を行う場合の照明代又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費
- 3 住民及び自主防災組織の役割
  - 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。
- 4 資機材の調達
  - 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

## 第2項 傷病者の搬送

### 1 傷病者の搬送手順

#### (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

#### (2) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町、県及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。
- イ 傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他の機関は、救護班で示された順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。
- ウ 重症者等の場合は、消防防災ヘリコプターを活用し、必要に応じて、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

### 2 傷病者搬送体制の整備

#### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（岩国健康福祉センター）は、災害救急情報システムを活用し、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努め、医療救護所との連絡調整を図る。

#### (2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

#### (3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部（道路整備課、交通規制課）との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に町道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

#### (4) トリアージ・タグの整備

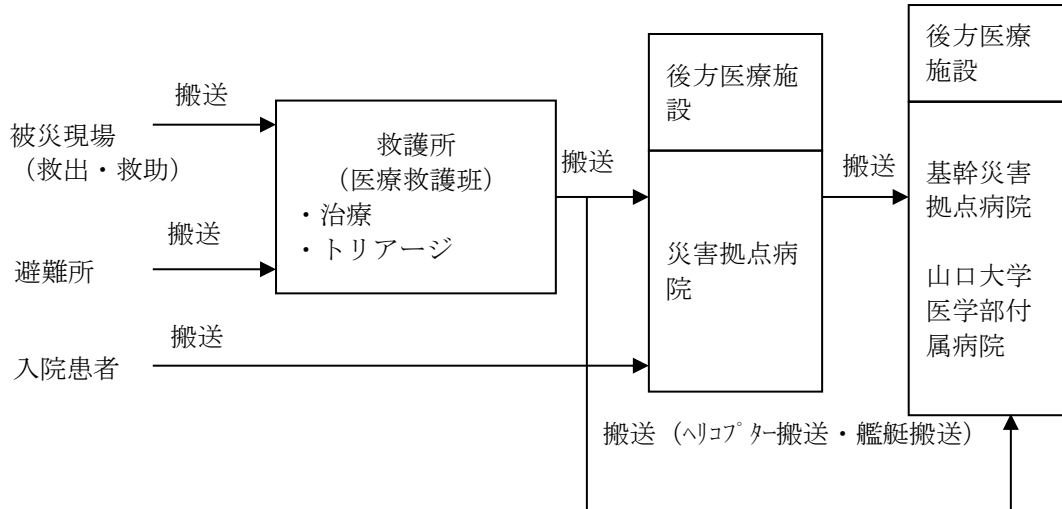
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関（医療機関、消防機関等）は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグの標準化を図る。

## 第2節 医療等活動計画

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療救護は、町民の生命と安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

### 第1項 災害時における医療救護の流れ



※広域医療搬送を行う場合は、臨時医療施設（SCU）で治療・トリアージを実施し、県外の医療施設へ搬送する。

### 第2項 医療救護体制

災害時における医療救護は、一次的には町が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から、医療実施関係機関（地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、医師会等）に支援を要請する。

#### 1 医療救護活動

##### (1) 医療救護班の編成

ア 町は、被害状況に応じ、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出し、地域の救護体制の実情把握に努めるとともに、管内の医療機関等の協力を得て、災害時の医療班を確保する。

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）、JMAT やまぐちを含む）の編成を要請する。

ウ 医療救護班の編成基準

##### (ア) 一班の編成

第2編 第8章「救助・救急、医療活動」を参照

##### (イ) 医療救護所の班編成

災害の規模により配置する班数は変動するが、概ね1救護所1班を目途に編成する。

エ 医療救護班を編成した医療関係機関は、国が非常対策本部を設置している場合は、救護班の編成について報告するよう努めるものとする。

##### (2) 機関別活動内容

ア 町

(ア) 保健相談センターにより救護班を設置する。

(イ) 必要に応じ地区医師会の協力を得て、医療救護班を設置する。

(ウ) 町の能力のみでは十分でないと判断した場合は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）に応援要請を行う。

この場合、次の事項を示して応援要請を行う。（要請は電話等でよいが、後日正式に文書をもって行う。）

- ・医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- ・必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材
- ・応援必要班数
- ・現地への進入経路、交通状況
- ・その他参考となる事項

(エ) 緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）にその状況を報告するものとする。

この場合の要請内容は、上記（ウ）に掲げる事項とする。

#### イ 県

(ア) 岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）は、町からの要請を受けた場合、直ちに、災害救助部医務班に報告するとともに、管内の市町又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。

(イ) 医務班は、健康福祉センター所長から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。

- ・地方独立行政法人山口県立病院機構に対する応援要請
- ・日赤山口県支部救護班の派遣要請
- ・独立行政法人国立病院機構に対する応援要請
- ・山口大学医学部に対する協力要請
- ・市町立病院設置市町に対する応援の指示又は応援の調整
- ・県医師会、被災周辺の一般病院、診療所に対する協力要請

(ウ) 知事、町長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する。（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）

(エ) 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、他隣接県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。

(オ) 必要に応じ、災対法第71条、救助法第24条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。

(カ) 救助を行う上で特に必要があると認めるときは、救助法第26条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。

(キ) 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

(ク) 国が非常災害現地対策本部を設置した場合、必要に応じ救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を要請する。

#### ウ 独立行政法人国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）を派遣して、医療救護活動を実施する。

#### エ 地方独立行政法人山口県立病院機構

県から救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

#### オ 日赤山口県支部

(ア) 県からの派遣要請、又は自らその必要を認めるときは、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）を出動させる。

(イ) 救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその応援に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。

カ 山口大学医学部付属病院

(ア) 県の要請により、又は自らの判断により医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）を派遣して、医療救護活動を実施する。

(イ) 県の要請により、医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）を派遣するため為に、ドクターヘリを出動させる。

キ 県医師会等

人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やJMATやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、救護班（JMATやまぐちを含む）を編成し、直ちに派遣させるものとする。

(3) 医療救護班の緊急輸送

県は、医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。

(4) 医療救護所の設置

ア 医療救護班は、町があらかじめ定めた医療救護所又は被害の状況に応じ県が設置する医療救護所において、救護活動を実施する。救護所の設置場所は、被害状況によって変動はあるものの、原則として、次のとおりとする。

(ア) 避難場所

(イ) 避難所

(ウ) 災害現場

イ 医療救護班の業務内容

医療救護所における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始するまでの応急的処置で、概ね次のとおりとする。

(ア) 傷病者に対する応急処置

(イ) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージ）

(ウ) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療

(エ) 助産救護

(オ) 死亡の確認、遺体の検索・処理

(5) 避難所救護センターの設置

ア 避難生活が長期にわたる場合、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置、運営は、医療機関の稼働状況を勘案して行う。この場合、県、郡医師会と協議して設置する。

イ 避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後、精神科医等を含めた編成に切替える。

ウ 県は、必要に応じ歯科巡回診療車又は携帯用歯科診療機器の確保、整備に努める。

2 後方医療体制

被災現場での応急治療では十分でない中等傷及び重傷者、また、特殊な治療を必要とする被災者等に対し、適切な医療救護活動を実施する。

(1) 災害拠点病院

県（医務班）は、2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

(2) 基幹災害拠点病院

県（医務班）は、基幹災害拠点病院を定め、現地救護所、避難所救護センター又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護活動を行う。

(3) 山口大学医学部付属病院

山口大学医学部付属病院は、基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

(4) 災害拠点病院、基幹災害拠点病院は、災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。

- (5) 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整、情報提供は、県（医務班）が実施する。
- (6) 後方医療機関への傷病者の搬送について、県は必要に応じ、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）に対し、輸送手段の優先的確保を要請する。
- (7) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

3 個別疾病対策

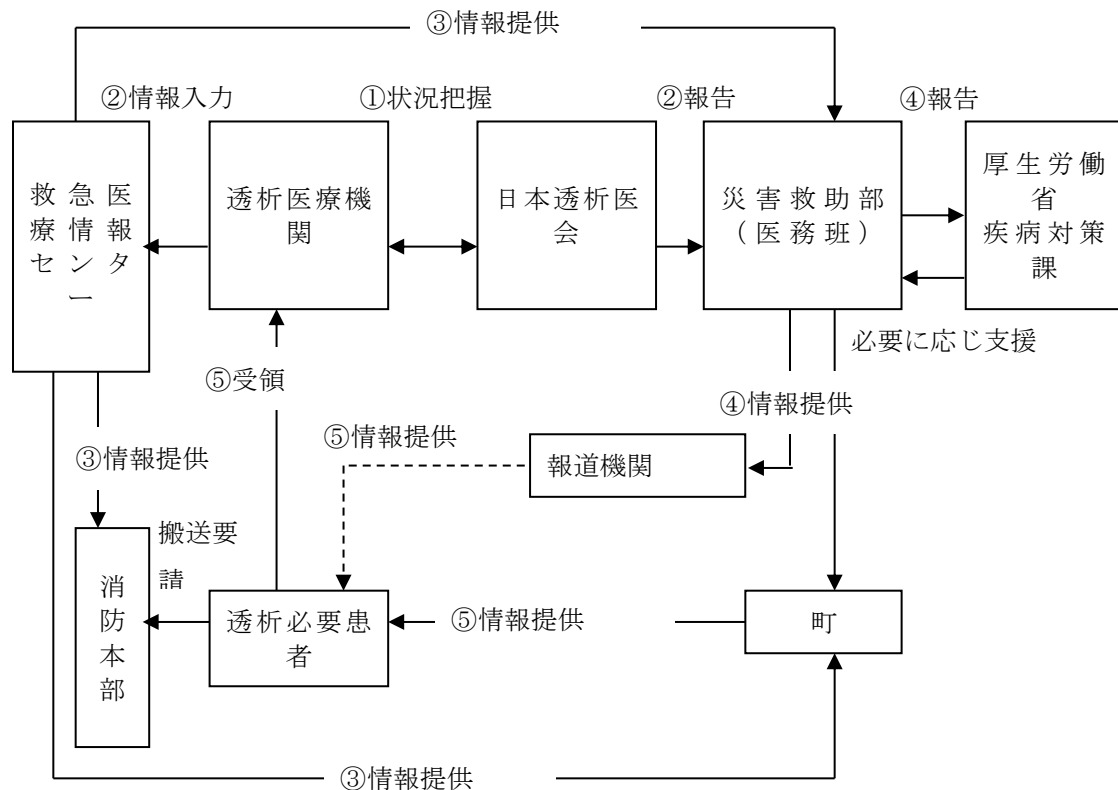
災害時においては医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性の患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

- ア 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。
- イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、町、消防本部に提供する
- ウ これらの情報をもとに、町は、広報誌、報道機関を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。
- エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、必要な情報を日本透析会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- オ 県（医務班）は、直ちに、関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

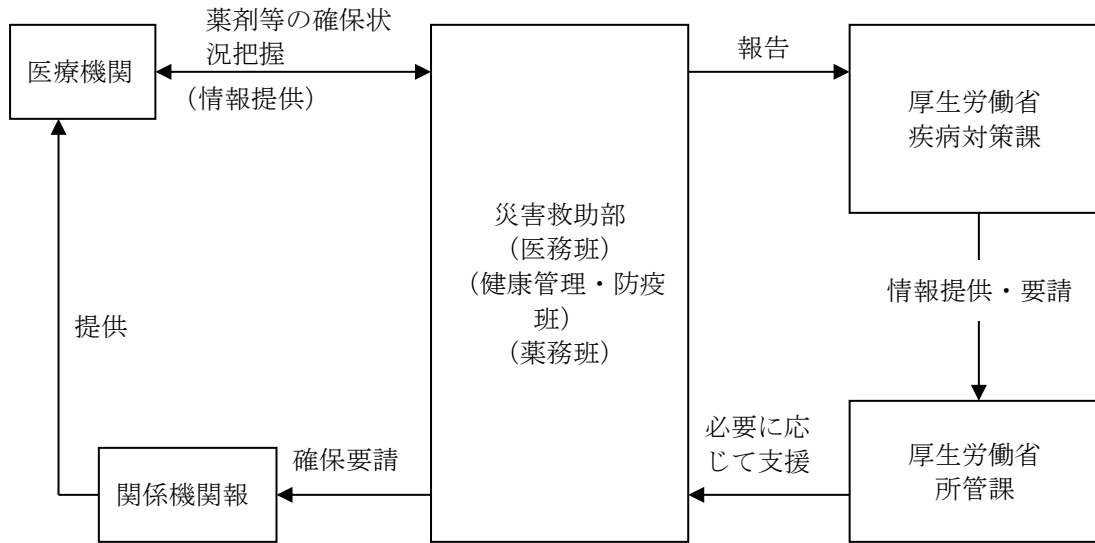


(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

- ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
- イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例 ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン

病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等)の把握に努め、薬品の確保を図る。



#### 4 連絡調整

医療救護班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、災害救助部長が指定する者が行う。

#### 第3項 健康管理体制

災害時における健康管理は、一次的には町が実施する。

県は、これを応援・補完する立場から直轄健康管理班を編成し、町からの応援要請に基づき出動し、健康管理活動を実施するとともに、関係機関に支援を要請する。なお、被災市町から災対法第68条に基づく応援の要請があった場合、県は、「山口県及び市町相互間の災害時応援協定書」の定めるところにより支援を行う。

##### 1 健康管理活動

医療救護班と連携のもと、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

##### (1) 健康管理班の編成

1班当たりの構成基準は、保健師2名、栄養士1名とするが、状況に応じて医師等を編入する。

##### (2) 健康管理班の業務内容

- ア 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導
- イ 災害時要援護者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- ウ メンタルヘルスケアの実施
- エ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- オ 関係機関との連絡調整

##### (3) 機関別活動内容

##### ア 町

- (ア) 医療救護班との連携のもと、保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- (イ) 町だけでは十分対応できないと判断した場合は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）に応援要請を行う。
- (ウ) 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）にその状況を報告するものとする。
- (エ) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行う。



#### イ 県（災害救助部）

- (ア) 災害救助部長は、町から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認められた場合は、直轄健康管理班を派遣する。
- (イ) 岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）は、町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について調整指示を行う。
- (ウ) 健康管理・防疫班は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。
- ・区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣
  - ・区域外の市町に対する応援の指示または応援の調整
- (エ) 災害救助部長は、県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要する。
- (オ) 災害救助部長は、県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、隣接県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
- (カ) 健康管理・防疫班は、市町が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。
- (キ) 健康福祉センター（環境保健所）は、被災者等及び救護活動に従事している者の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、健康福祉センターの活動を支援する。

#### ウ 国（厚生労働省）

厚生労働省健康局は、県からの要請に基づき、健康管理班の派遣に係る調整を行うとともに、必要な支援を行う。

#### 第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急処置を実施し、被災者の保護を図る必要があることから、町及び県は、これに必要な措置を講じる。

##### 1 実施機関

###### (1) 町

災害時において、平常時の医療及び助産が不可能又は困難になったときは、町長がその対策を実施する。

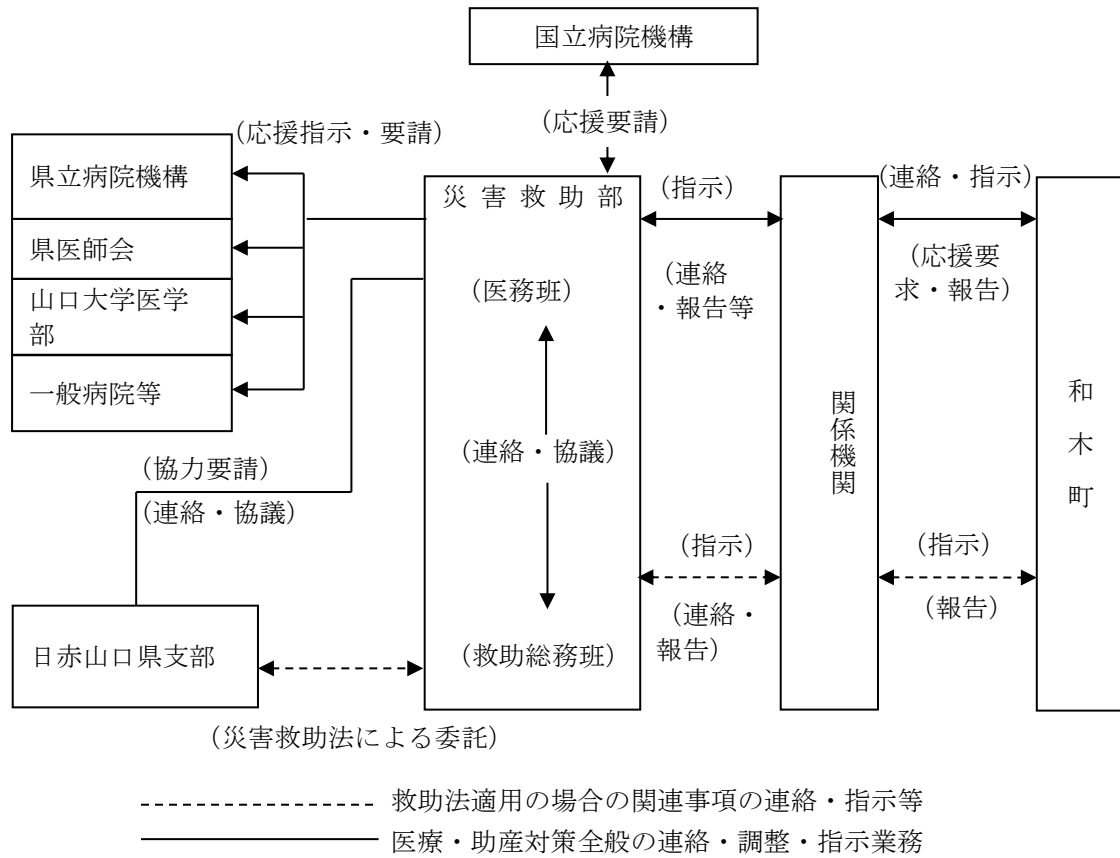
###### (2) 県

救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事がその職権を町長に委任したとき又は緊急に医療救護を実施する必要があるときは、町長が着手することができる。

###### (3) 日赤山口県支部

救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて医療救護・助産活動に従事する。

## 2 体制の運用



## 3 医療救護・助産の対象

### (1) 医療を受ける者

- ア 応急的に医療を施す必要のある者で、災害のため医療の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- ウ 被災者のみに限定されない。

### (2) 助産を受ける者

- ア 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べん（死産及び流産含む。）した者で、助産の途を失った者。
- イ 経済的能力の有無は問わない。また、被災者であるかどうかも問わない。

## 4 医療救護・助産対象の範囲

### (1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

### (2) 助産の範囲

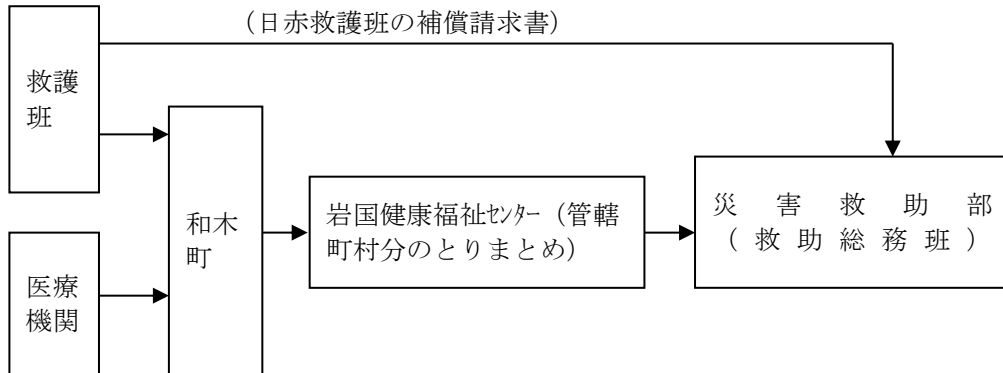
- ア 分べんの介助
- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

## 5 医療救護・助産の実施方法

### (1) 医療の実施方法

- ア 原則として、救護班により実施する。
  - イ 重症患者等で、救護班では、人的、物的設備又は薬品衛生資材等の不足のため、治療が実施できない場合は、病院又は診療所へ移送し、治療できるものとする。
  - ウ 次の場合、最寄りの一般診療機関に入院又は通院の措置をとることができるものとする。
    - (ア) 災害の範囲が広範で、救護班の派遣能力又は活動能力の限界を超える場合。
    - (イ) 救護班の到着を待ついとまがないとき。
- (2) 助産の実施方法
- ア 医療の場合と同様に救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合が多いことから助産師により実施できる。
  - イ 救護班及び助産師によるほか特別の事情があるときは、産院又は一般の医療機関で実施することができるものとする。
- 6 措置手続等
- (1) 救護班による場合
- 救護班が直接対象者を受け、診療記録により処理する。
- (2) 医療機関による場合
- ア 町長は、生活保護法による医療券に「災害」と朱書きして、直接対象者に交付する。
  - イ 町長は、医療券を交付するときは、医療費及び助産を実施する医療機関を指定するものとする。
- 7 費用の範囲
- (1) 医療のために支出できる費用の基準
- ア 救護班の費用
    - (ア) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
    - (イ) 事務費、派遣旅費等（旅費、日当、超過勤務手当）
      - この場合、公立病院救護班については、事務費で、従事命令による救護班については、実費弁償として処理する。
      - 日本赤十字社の場合は、知事との委託契約により、救助法第19条の定めによる補償費の中に含まれる。
    - (ウ) 救護班が使用し、又は患者移送のための車両等の借上料及び燃料費（別途輸送費として取り扱うものとする。）
    - イ 一般の病院又は診療所で措置した場合の費用
      - 医療保険制度の診療報酬の額以内
      - (注) 救助法による医療を受ける者が、医療保険制度に加入している場合の医療費の支出は、法による医療である限り全ての保険給付に優先するものとする。
    - ウ 施術者で措置した場合の費用
      - 厚生労働大臣が定める施術料金の額以内
- (2) 助産のため支出できる費用の基準
- ア 救護班、産院その他の医療機関で措置した場合
    - 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合は除く。）等の実費
  - イ 助産師により措置した場合
    - 当該地域における慣行料金の8割以内の額
- 8 費用の請求
- (1) 救護班の費用の請求
- 救護班又は医療、助産に要した経費請求書を知事（救助総務班）に提出する。
- (2) 医療機関（助産を含む。）による場合の費用の請求
- 措置対象者が提出した医療券（生活保護法による医療券に「災害」と朱書きしたもの。）に所要事項を記載して、知事（救助総務班）に提出する。

(3) 提出経路



(4) 日赤救護班又は従事命令による救護班以外の者が任意に行った場合の医療・助産活動については、救助法による実費弁償及び医療、助産経費の実費支出はできない。

9 実施期間

(1) 医療の期間

ア 災害発生の日から14日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。この場合の協議は、期間内に行う。

(2) 助産の期間

ア 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんの日から7日以内とする。

イ 特別の事情があるときは、知事は、厚生労働大臣に特別基準(期間の延長)の協議を行う。

10 連絡協議等

(1) 災害救助部医務班は、救護班の派遣等の調整、決定に当たっては、救助総務班及び日赤山口県支部と協議して、円滑な救護活動を実施する。

(2) 被災地における医療救護活動を実施するに当たり、救助法に関する事務の総括、調整は、当該被災地を管轄する健康福祉センターが当たる。

第5項 医薬品・医療資機材の補給

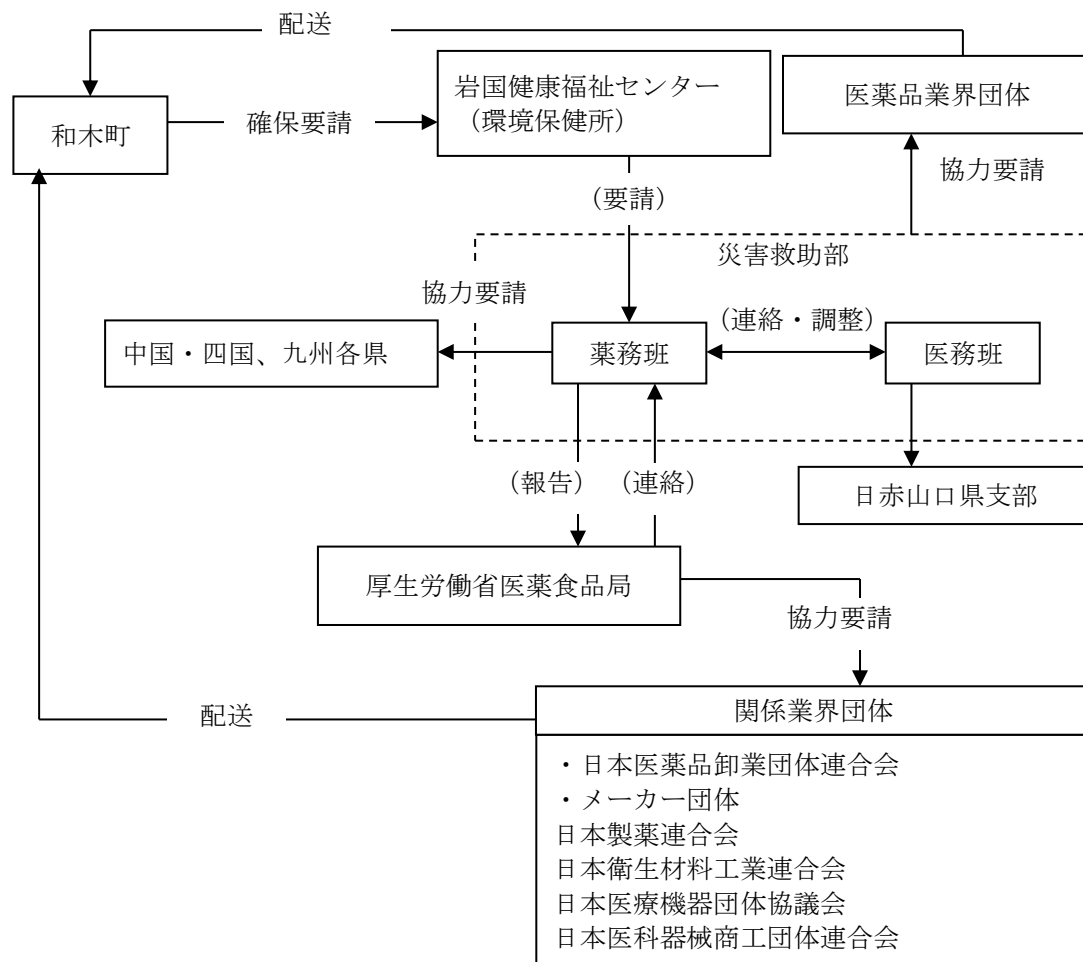
1 医薬品等の供給体制

県は、医療救護活動、助産活動が円滑に行われるよう医薬品等の供給体制の確保に努める。また、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合には、速やかに厚生労働省に対して報告し、中・四国、九州各県への協力要請及び山口県災害時医療等供給マニュアルにより医薬品業界、薬剤師会等と協力して医薬品の確保を図る。

(1) 医薬品等の使用及び補給経路

ア 緊急初動時の医療及び助産のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該業務に従事する医療機関の手持ち品を繰替使用する。

イ 補給体制



2 血液製剤等の確保

(1) 各機関の対応

ア 県

災害救助部長は、血液製剤の供給について必要と認めた場合は、日赤山口県支部に供給を要請する。

イ 日赤山口県支部

血液センターの被災状況を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。

- (ア) 被害のない地域に採血班を出動させ、一般県民からの献血を受ける。
- (イ) なお不足する場合は、ブロック基幹センター（岡山県血液センター）に需給調整を依頼し、県外からの血液製剤の確保を図る。
- (ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給は、県（災害救助部）と密接な連絡の下に行う。
- (エ) 輸血用血液の備蓄場所

3 医薬品・器材等の輸送措置

被災地への医薬品・器材等の輸送に当たっては、被災状況に応じ、防災関係機関の協力を得ながら、迅速な輸送手段の確保を図る。

### 第3節 集団発生傷病者救急医療計画

#### 第1項 実施方針

##### 1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

##### 2 対象

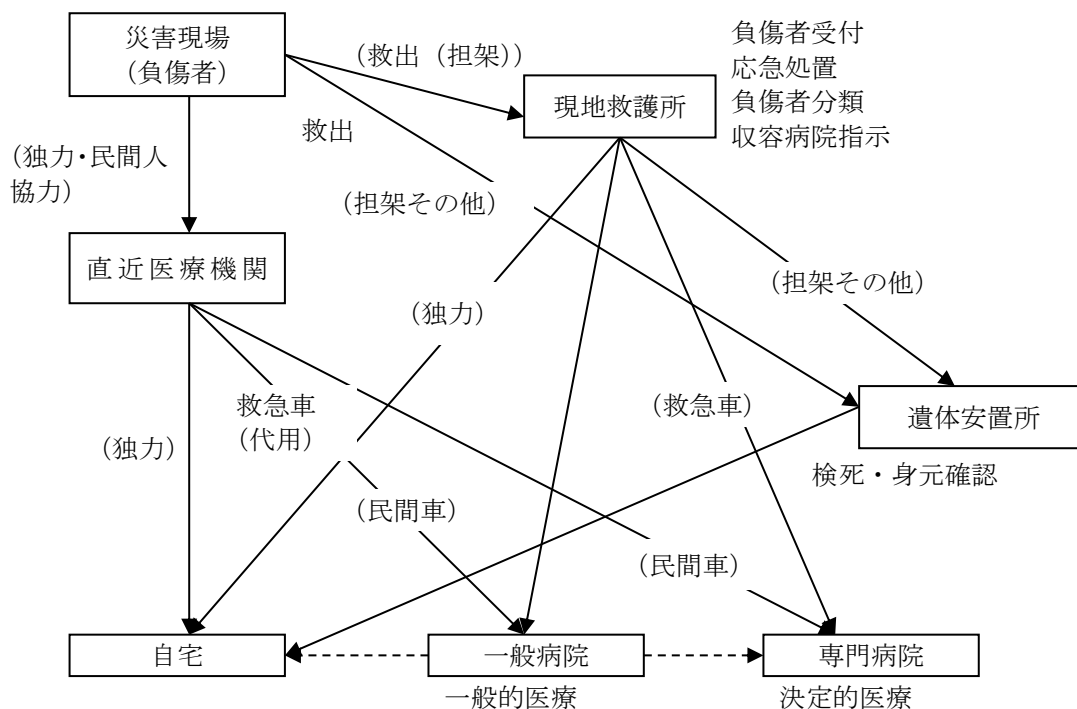
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態（以下本節においては「災害」という。）を対象とする。

##### 3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急措置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急的措置

##### (8) 救急医療活動の範囲図



#### 第2項 関係機関(者)の措置

##### 1 災害発生責任者の措置

災害発生責任者(企業体等)は、災害が発生したことを知ったときは、ただちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部・署に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

## 2 消防及び警察機関、海上保安部・署の措置

消防及び警察機関、海上保安部・署の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めるときは、直ちに町長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。

## 3 町の措置（災対法第62条）

町長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて町保健相談センターの救護班に出動を命じ、地区医師会長又は、日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、町長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受け入れ体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法
- (5) その他必要な事項

## 4 日本赤十字社山口県支部の措置（日本赤十字社法第27条2項、28条、33条）

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

## 5 医師会長等の措置

県及び地区医師会等は、知事又は町長からの出動の要請があった時又は自らその必要を認めるときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

## 6 自衛隊の措置（自衛隊法第83条）

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めるときは救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

## 7 その他の協力（災対法第7条、8条、9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条）

その他の関係機関、団体、企業、住民は、知事、町長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

### 第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により知事又は町長が医師会長等に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし緊急を要する場合においては、電話、口頭等により、事後速やかに文書を送付するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の発生原因及び状況
- 3 出動を要する人員及び資機材
- 4 出動の時期及び場所
- 5 その他必要な事項

### 第4項 救急医療活動等

#### 1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

(注) 第3編 第1章 第5節関連

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡をとり効果的な活動ができるよう努めるものとする。

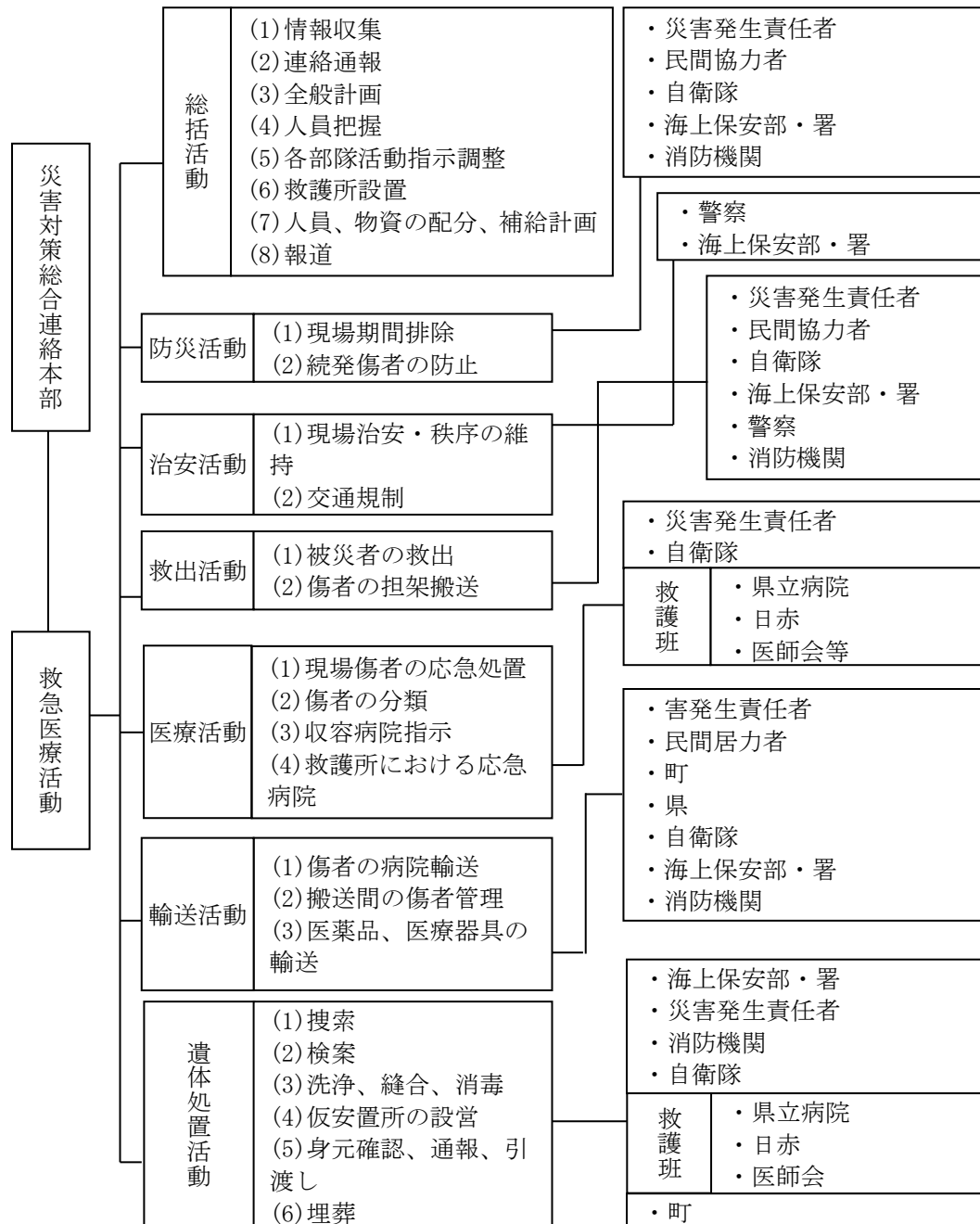
2 現地救護所

災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議のうえ、現地救護所を設置する。現地救護所においては、傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い症状程度のカテゴリ、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現場に出動した部隊の活動

災害現場に出動した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

<災害現場における救急医療体制>





#### 4 事前対策

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資器材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

#### 第5項 費用の負担

##### 1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費賠償及び損害賠償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 町が対策を実施する責務を有する災害で (2) 及び (3) 以外の場合は町
- (2) 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担）
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議のうえ定めるものとする。

##### 2 実費弁償

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

##### 3 損害賠償

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償するものとする。

知事又は町長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償するものとする。

#### 第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は町長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は町長に提出するものとする。

- 1 出動場所
- 2 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- 3 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- 4 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- 5 損害賠償を受けるべき者及び物件の程度
- 6 救急医療活動の概要
- 7 その他必要な事項

#### 第7項 協定

知事、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長及び災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院は、本節の対策実施について協定書を取り交わしている。